

平成 30 年 4 月

建設業者各位

五所川原市総務部管財課

平成 30 年度建設工事関係入札・契約事務の変更点について

当市の建設行政については、平素からご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。
ます。

さて、平成 30 年度の入札・契約事務に係る前年度からの変更点について下記のとおりお知らせします。

記

1 社会保険等未加入建設業者との一次下請契約の禁止について

当市では、平成 29 年 6 月 1 日より、元請業者が、特別な事情がない場合において、適用除外でないにもかかわらず社会保険等に未加入である建設業者を一次下請契約の相手方とすることを禁止しておりますが、今年度より、当該事項に違反した場合は当該元請業者に対し、指名停止措置 1 ヶ月を適用します。

2 中間前払金の対象範囲の拡大

資金調達の円滑化を図るため、下記のとおり適用範囲を拡大しました。

対象工事の要件	改正後 (平成 30 年 4 月 1 日以降)	改正前
請負代金額	<u>100 万円以上</u>	<u>1000 万円以上</u>
工期の長さ	<u>無し（撤廃）</u>	<u>150 日超</u>
工期の状況	工期の 2 分の 1 を経過すること	工期の 2 分の 1 を経過すること
出来高	2 分の 1 以上の額に相当すること	2 分の 1 以上の額に相当すること

連絡先：総務部管財課契約係 電話 0173-35-2111（内線 2176）